

木造住宅 耐震改修工事のご案内

事前に木造住宅の耐震診断を行っている住宅が対象です

- ※ 町の無料耐震診断でなくてもかまいません
- ※ 耐震診断の結果、上部構造評点が0.4以下であることが条件です
- ※ 昭和56年6月以降に増築をしている場合、増築の部分は補助の対象外となります

1. 補助金額

対象工事費の約8割（ただし、限度額110万円）

- ※ 限度額は1棟あたりの金額で、限度額を超える部分は自己負担となります
- ※ 上記の補助金額は一般的な補強工事（1.0補強）の場合の金額です
- ※ 工事費を抑えた簡易な補強工事（0.7補強）は補助金額が異なります

2. 申請の流れ

- (1) 建築物等耐震化促進事業実施計画書と添付書類(申請書に記載有)を建設課に提出します
- (2) 建設課から事業承諾書の通知が届いてから事業に着工してください
- (3) 半分ほど事業が進んだら、建設課が進捗状況の確認(中間検査)を行います
- (4) 事業が完了したら補助金交付申請書と実績報告書を建設課に提出します
- (5) 補助金交付決定通知書が届き、請求書を提出した後に補助金が交付されます

3. 耐震改修工事実施後の支援制度

① 所得税の特別控除

耐震改修工事に要した費用の10%相当額(25万円を上限)を所得税額から控除することができます

② 固定資産税額の減額措置（令和3年度で制度終了予定）

1年間の固定資産税額（120㎡相当部分まで）が2分の1に減額されます

③ 地震保険料の割引制度

地震保険料が10%割引されます

④ 住宅リフォームローン利子補給制度

民間の金融機関の住宅ローンを借りる人に対し、ローンの返済額のうち、1.0%の利子に相当する額について、県が当初5年間分を補助します

4. 同時にリフォームを行う場合について

耐震改修とリフォームを同時に行うことも可能です。補助対象となるのは耐震改修工事にかかる部分のみですが、別々に施工するよりも工事費用を抑えることができます

5. 申請について

補助を受けるためには **令和4年3月31日までに**
工事が完了している必要がありますので、お早めにお申し込みください



【お問い合わせ】

御嵩町役場 建設課 管理係

TEL : 0574-67-2111（内線2165） FAX : 0574-67-1999 Mail : kanri@town.mitake.lg.jp